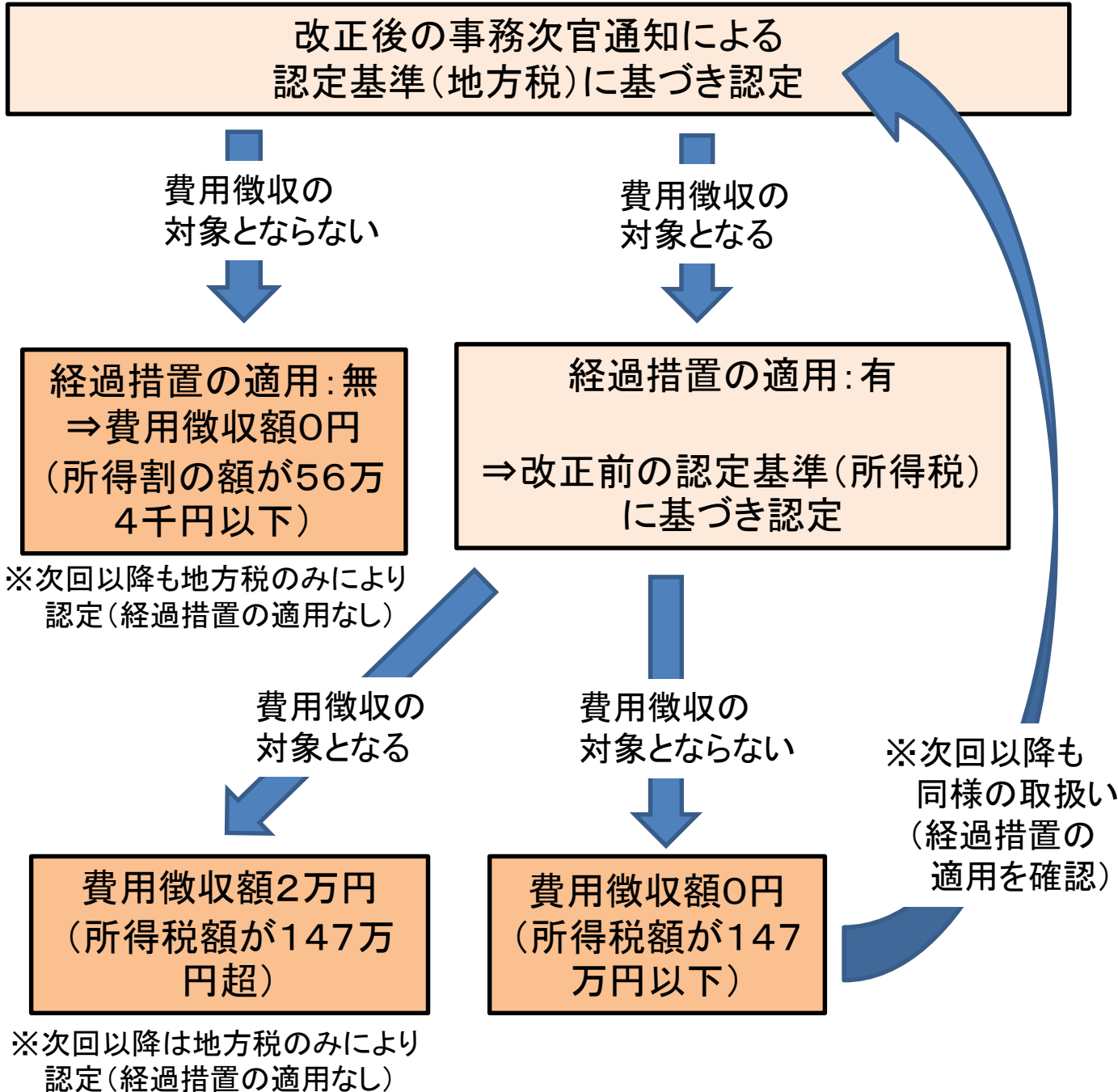


## 改正後の事務次官通知に基づく認定における 経過措置適用フローチャート

【対象者】現に入院中の者で、費用徴収されていない者  
※直前の認定において費用徴収されている者は経過措置の適用なし



なお、経過措置の適用は、現に入院中の者が退院するまでの間に限る。